

(別添1)

表 紙

令和5年度愛媛県職員自主研究グループ
調査研究活動成果報告書

公 契 約 条 例 の 研 究
～ 「公契約条例」のすすめ 「愛顔を分かち合う愛媛県」を目指して～

公契約研究会

目 次

1. はじめに

- (1) 公契約の目指すもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 公契約における労働条件確保の動き・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 少子化対策としての公契約条例の可能性・・・・・・・・・・ 2

2. 労働条件確保制度の現状

- (1) 公契約における労働条件確保制度・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 公契約条例の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 導入自治体の取組

- (1) 導入自治体の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 導入自治体の検証結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4. 愛媛県における公契約条例の可能性

- (1) 公契約条例の内容検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 労働条件確保の取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 労働条件確保の取組の確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 適正な予定価格の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 政策目標の誘導手段としての公契約条例・・・・・・・・ 13

5. 終わりに

- (1) 公契約条例の課題総括・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 愛媛県における公契約条例のあり方・・・・・・・・ 15

資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. はじめに

(1) 公契約の目指すもの

ア 公契約とは

行政が提供する、各種給付、公共工事、イベント、印刷をはじめとする啓発活動など各種サービスは、自前ですべてを提供しているわけではなく、公共工事やイベント、印刷を発注し、あるいはサービス提供に必要な文房具などの商品、清掃業務委託などのサービス（役務）を購入して行政サービスを提供している。このように当事者の少なくとも一方が行政である取引行為（公共工事、業務委託など）を「公契約」という。

イ 公契約条例導入の動き

公契約は、これまでは「最少の経費で最大の効果」という行政資源の有効活用という効率的観点を中心として制度設計されていたが、近年は契約手続を通じて政策目的、特に受注者が雇用する労働者等の労働条件や賃金水準の確保の実現を目指す条例、すなわち公契約条例を導入する動きが見られる。

公契約条例は、明確な定義がある国の法令用語ではないが、広義では「公契約に係る手続を通じて、その自治体における何らかの政策を実現するために必要な事項を定める条例」をいい、狭義では「公契約に係る業務に従事する労働者等に受注者等が支払うべき賃金の下限額に関する規定（賃金条項）を有する条例」をいう（一般財団法人地方自治研究機構HP）。狭義の公契約条例においては、受注者は法定の最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことが求められることになる。

(2) 公契約における労働条件確保の動き

公契約における労働条件確保の動きとしては、次のようなものがある。

ア 国レベルの動き

国レベルでは、経済性に配慮しつつ価格以外の要素を考慮する総合評価方式を導入して、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を目指した平成 17(2005)年制定の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等に関し、必要な施策を講じるよう努めることとする平成 21(2009)年制定の「公共サービス基本法」、令和元(2019)年6月12日改正の建設業の働き方改革を促進する改正「建設業法」が挙げられる。

イ 自治体レベルの動き

自治体レベルで、最初に公契約条例を制定したのは、平成 21(2009)年9月

制定の千葉県野田市である。野田市公契約条例は、「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的」としている（同条例第1条）。

現在、公契約条例を導入している自治体は、令和5（2023）年7月1日現在で82自治体、そのうち都道府県は9県（以下、導入順に長野県、奈良県、岐阜県、岩手県、愛知県、沖縄県、静岡県、滋賀県、熊本県）である。このほかに条例ではないが、京都府は大綱を、兵庫県は要綱を制定している。

(3) 少子化対策としての公契約条例の可能性

ア 少子化対策と公契約条例

愛媛県においては企業・事業者や県民の意識、行動を変えていくための取組をはじめとする少子化対策が福祉部門を中心に積極的に進められている。

少子化・人口減少対策として県民の要望が多い対策は、1位が「仕事と家事・育児が両立できる、男女ともに働きやすい環境づくり」（40.8%）、2位が「若年者の賃金給与の上昇」（36.9%）（令和5年3月公表「愛媛県政に関する世論調査報告書」 問33 人口減少克服への取組）であり、公契約条例の目的とする、労働条件や賃金水準の確保の実現は、少子化・人口減少対策に対する県民の要望にも応えるものである。

労働者の労働条件や賃金水準の確保は公契約だけによって実現できるものではないが、公的部門の支出が国内総生産に占める割合（令和3年度総務省「地方財政の状況」第3図「国内総生産（支出側、名目）と地方財政（令和3年度）」：27.0%）の大きさを考えれば、公契約が賃金をはじめとする労働条件に及ぼす影響は少ない。公契約を通じて部局横断的に受注者が労働条件や賃金水準確保に努めるように誘導できれば効果は大きい。

よって、本研究は、少子化対策の一環として、公契約条例による労働条件や賃金水準の確保機能について検討する。

イ 公契約条例に対する批判

公契約条例に対する主な批判としては、①受注者の契約自由を損なうという法的側面、②賃金保障に対する効果が不明という政策的側面、③自治体、受注者双方に手間がかかるという実務的側面などが挙げられるが、

①の法的側面に対しては全国の労働条件確保制度の現状を、②の政策的側面に対しては導入自治体の取組及び愛媛県の労働条件確保制度の現状を、③の実務的側面に対しては全国の導入自治体の取組をそれぞれ概観することで、これらの批判が妥当するかどうか検討する。

2. 労働条件確保制度の現状

(1) 公契約における労働条件確保制度

ア 法的側面からの批判

公契約条例に対しては、①受注者の契約自由を損なうという法的側面からの批判があるが、経済性に配慮しつつ価格以外の要素を考慮する総合評価方式の導入を認めた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、従事者の適正な労働条件の確保等について定める「公共サービス基本法」、建設業の働き方改革を促進する改正「建設業法」は、労働者の労働条件を確保した結果、契約自由が制限されることを前提にしているといえる。

イ 公共工事における労働条件の考慮

公契約の典型である公共工事でも、既に、入札から業務完了までの一連の手続において、次のとおり労働条件に影響する要素が考慮されている（令和5年3月24日国土交通省、総務省、財務省調査「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査の結果について」）。

(7) 法定福利費の適切な計上【実績の確認】

公共工事の請負代金内訳書で法定福利費を明示させている都道府県は、愛媛県を含む39都道府県（83%）で、実際の計上も確認している。

(イ) 休日の確保

工期設定に当たって、休日（週休2日、年末年始）の確保を考慮している都道府県は、全47都道府県（100%）で、週休2日工事を実施する際、賃金等の間接費を増額することを認めている。

(ウ) 社会保険等加入【実績の確認】

社会保険等に加入していない元受業者や下請業者の参入を排除している都道府県は、全47都道府県（100%）である。

(エ) 総合評価落札方式の評価項目【取組の評価】

競争入札では価格だけで落札者を決定するのが原則だが、総合評価落札方式では、経済性に配慮しつつ価格以外の要素を考慮することが認められている。都道府県における労働条件確保関係の評価項目には、次のようなものがある（愛媛県は入札参加資格登録の際に調査）。

- ① 建設業労働災害防止協会への加入：5都道府県
- ② 社会的弱者（障がい者、女性・高齢者・若手技術者等）の雇用：
14都道府県
- ③ ワークライフバランスの取組：6都道府県
- ④ 賃上げの実施：1都道府県

以上のように程度の差はあれ、公契約における労働条件確保の観点は既に

定着しているといえる。

【都道府県における労働条件確保制度】

項目	内容
法定福利費の適切な計上	・入札時の請負代金内訳書で法定福利費を明示（39：83%）
休日の確保	・休日（週休2日、年末年始）確保を考慮して工期を設定し、賃金等の間接費を増額（47：100%）
社会保険等加入	・社会保険等未加入業者の参入を排除（47：100%）
総合評価落札方式の労働条件確保関係評価項目	・建設業労働災害防止協会への加入（5） ・社会的弱者（障がい者、女性・高齢者・若手技術者等）の雇用（14） ・ワークライフバランスの取組（6） ・賃上げの実施（1）

(2) 公契約条例の分類

公契約条例は、機能の点から次のように分類できる。

（参考：地方自治研究機構HP、地方自治ふくおか77号ほか）

ア 公契約条例（理念型）：55自治体（うち都道府県は9）

公共工事や業務委託事業に従事する労働者等の労働条件の整備を受注者の責務とすることを理念的に定める条例

公契約に係る基本理念や基本方針を定めるとともに、自治体や受注者等の責務を定めるのが基本だが、労働条件確保に取り組む事業者を契約締結の際に優遇したり、契約後の受注者等からの報告徴収、指導等を規定したりするものもある。

イ 公契約条例（狭義：賃金条項型）：27自治体（都道府県なし）

公共工事や業務委託事業に従事する労働者等の賃金について、自治体独自に一定額以上の賃金を支払うことを義務付ける規定（賃金条項）を有する条例。一定額以上の賃金を支払うことを契約に盛り込むことを条例で規定するか、条例で直接規定するかによって、更に次の2類型に分かれる。

いずれの類型も、対象とする契約等や労働者等の範囲、賃金の下限額、審議会、受注者の責務、履行確認の方法等に関する規定を置いている。

(ア) 契約介在型（ILO条約型ともいう。）：21自治体

契約自由の原則を尊重し、受注者等が支払うべき賃金の下限額に関する規定（賃金条項）を「契約上の義務」とする契約を締結することを自治体に義務付ける条例

(イ) 直接規制型（公権力規制型ともいう。）：6自治体

公契約の受注者が、労働者等に対し、自治体が独自に定めた額以上の賃金を支払うことを条例で直接義務付け、具体的な措置を定める条例

主要な類型ごとに内容とメリット・デメリットをまとめると次のとおりとなる。
 なお、導入例が少ない賃金条項（直接規制）型は省略した。

【公契約条例の類型比較】

類 型	理念型条例	賃金条項（契約介在）型条例
内 容	○労働条件等整備を受注者の責務とすることを理念的に定める。 ○労働条件確保に取り組む事業者を契約締結の際に優遇し、実績確認することもある（9県）	○労働条件等整備を受注者の責務とした上で、確保すべき賃金下限を契約に記載 （都道府県ではなし）
メリット	○社会的に受け入れやすい。予算小	○賃金水準の確保に直接的
デメリット	○賃金水準の確保の効果不明	○契約金額の高止まり、予算増

3. 導入自治体の取組

(1) 導入自治体の概況

ア 導入状況

都道府県では、長野県、奈良県、岐阜県、岩手県、愛知県、沖縄県、静岡県、滋賀県、熊本県の9県が理念型条例を導入している。

なお、秋田県は公契約条例を導入していないが、建設工事・業務委託の総合評価落札方式等において、賃上げを実施した企業を加点するなど、公契約に従事する労働者の労働条件確保に向けた取組を行っている。

イ 条例の制度内容

理念型条例の制度内容は、労働条件等整備を受注者の責務とすることを理念的に定めるものであるが、それ以外に次のような制度内容を付け加えている。

(ア) 事業者の法令遵守

事業者は労働関係法令の遵守を求めだけでなく、労働関係法令の遵守状況や賃金単価の報告や法令遵守の誓約書提出を求めることもある。

(イ) 事業者の労働条件確保の取組評価

受注者決定に際し、社会保険加入やワークライフバランスなど労働条件確保に対する事業者の取組みを評価する（殆どの導入県）。

(ウ) 適正な予定価格の設定

人件費を適切に積算して予定価格を決定すること発注者である県に課する。工事請負と同様に労務費を明示して申込価格を積算することを事業者を求めることもある。

【導入県の概況】 制定順に掲載。詳細は資料ページ

自治体	事業者からの法令遵守報告	事業者の取組の評価項目	予定価格	指定管理
長野県	報告制度なし	男女協働参画社会形成・障がい者雇用、認証制度・環境配慮、社会保険加入	適正積算	趣旨考慮
奈良県	【報告対象】 工事請負：3億円以上 業務委託：3000万円以上 【報告事項】 賃金の支払い、社会保険加入	ワークライフバランス推進に関する県の企業登録制度、障がい者雇用、保護観察対象者雇用	—	対象
岐阜県	報告制度なし	なし	適正積算	趣旨考慮
岩手県	【報告対象】 工事請負契約：5億円以上 業務委託契約：3000万円以上 指定管理協定：3000万円以上 【報告事項】 賃金の支払い、社会保険加入	女性活躍や子育て支援等のワーク・ライフ・バランスの推進に係る県の認証制度等の取得	—	対象
愛知県	【報告対象】 工事請負契約：6億円以上 業務委託契約：1000万円以上 指定管理協定：準じる 【報告事項】 賃金支払い、労働保険加入	環境配慮、障がい者雇用、男女共同参画、ワークライフバランス等	適正積算	準じる。
沖縄県	報告制度なし	労働環境整備、障がい者雇用促進、男女共同参画社会形成の取組等	適正積算	対象外
静岡県	報告制度なし	男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、環境マネジメント等		
滋賀県	報告制度なし	社会貢献活動、高年齢者雇用確保制度、障がい者雇用、次世代育成関係、防災協定締結、消防団協力活動	適正積算	準じる。
熊本県	報告制度なし	なし	適正積算	準じる。
秋田県	公契約条例なし	担い手確保育成への取組（職業体験等、若手・女性の継続雇用）、ワークライフバランス等、賃金水準の向上に向けた取組		—

(2) 導入自治体の検証結果

ア 導入自治体の検証結果

理念型条例の導入県の検証では、

- ① 労働条件等の社会情勢の変化が大きく、条例制定が直接的に賃金等の労働条件にどの程度影響したか把握は困難としつつ、
- ② 契約時に加点対象とした評価項目については、次のとおり一定の効果があったとしており、
- 「賃金保障に対する効果」については不明であるが、「労働条件の確保」については一定の効果が認められるといえる。
- なお、いずれの県も条例導入に際し予算上の配慮はしていないとしている。

【導入自治体の具体的な検証結果】（岩手県調査）

自治体	回 答 内 容
奈良県	特定公契約の総合評価入札において「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録や「障がい者雇用」、「保護観察対象者等雇用」を加点しており、それぞれ登録数等が増加していることから、条例制定が一定の貢献をしているものと考えられる。
愛知県	企画競争の評価項目として設定した指標のうち、登録件数が大幅に増加したものがあつたため、一定の効果があると考えている。

イ 導入自治体における労使の評価

公契約条例の賃金水準確保に対する労使の評価を賃金条項型公契約条例導入自治体のアンケート結果から抜粋した。

（令和4年7～9月実施 新宿区公契約条例に関するアンケート（労働者・事業者向け）
集計結果、令和5年6月足立区公契約条例アンケート調査結果）

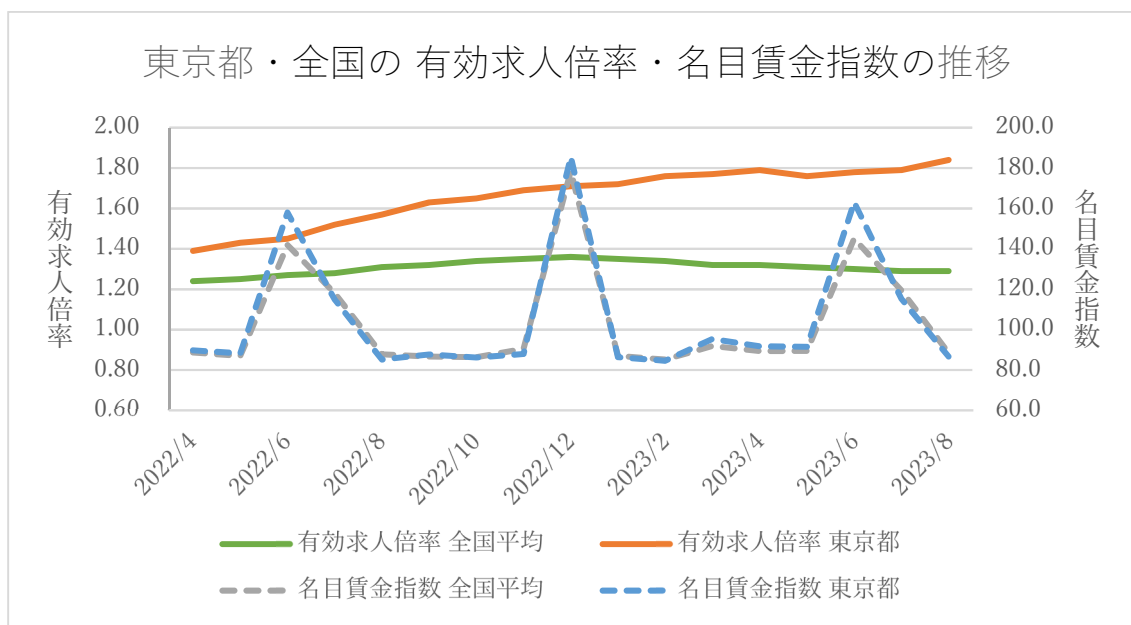
自治体	属性	概要・主な意見
東京都 新宿区 賃金条項 (契約介在)型	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ●公契約条例の適用案件では、労働報酬下限額以上の報酬が保証されていることを「知っている」と回答した労働者は68.2%であった。 ●労働報酬下限額以上の報酬が保証されることが業務の質の向上につながるかとの問いについては、「そう思う」との回答が60.8%を占めた。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境の整備に効果があつたと思うかとの問いについては、「どちらともいえない」、「そう思わない」の回答が全体の57.5%を占めた。 ●労働報酬下限額を設定することによる効果に期待する意見がある一方、設定するのであれば委託金額に反映させることを求める意見もあつた。
東京都 足立区 賃金条項 (直接規制)型	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ●月給制の労働者は労働条件が改善されにくいとの意見あり。 ●（工事請負のみ）6割強の対象者が技能向上のために「建設キャリアアップシステム」（注：技能者一人ひとりの就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化を図るシステムで、総合評価落札方式の加点項目）に登録している。過去1年以内に技能講習を受講している

		対象者も3割に上った。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●職務環境が切迫し、若年者も集まらず、切実に人手不足が加速する危機感があり、こうした実情に応じた対策が必要である。 ●費用対効果に鑑みて、このまま条例を続ける意味があるのか非常に疑問であるとの意見あり。

アンケート結果からは、公契約条例による賃金水準確保の効果について労働者は肯定的な意見が多く、事業者（使用者）は否定的な意見が多い。

なお、上記アンケート結果は、大都市圏である東京都の特性を考慮する必要がある。すなわち、東京都の有効求人倍率や名目賃金指数は全国平均を概ね上回っていること(表・グラフ)から、労働市場の調整によって賃金上昇が実現しており公契約条例の効果を実感できていないとも考えられる。

また、労働条件の確保の面については、評価項目に設定した「建設キャリアアップシステム」の登録労働者は6割、1年以内に技能講習を受けた労働者は3割と政策誘導効果が認められる。



項目	自治体	2022 (R4)					2023 (R5)			
		4	6	8	10	12	2	4	6	8
有効求人倍率※1	東京都	1.39	1.45	1.57	1.65	1.71	1.76	1.79	1.78	1.84
	全国	1.24	1.27	1.31	1.34	1.36	1.34	1.32	1.30	1.29

名目賃金指数※2	東京都	89.8	158.0	85.2	86.2	185.5	84.6	91.8	163.1	86.7
(現金給与総額)	全 国	88.7	141.9	87.8	86.4	178.4	85.2	89.4	145.1	88.5

※1 季節調節値。パートタイムを含む一般労働者

※2 (1) 調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上の値を示している。

(2) 名目賃金指数は、就業形態計の現金給与総額に対応した指数である。令和2年を100とする。

(資料出所：厚生労働省 一般職業紹介状況、厚生労働省・東京都 毎月勤労統計調査)

4. 愛媛県における公契約条例の可能性

(1) 公契約条例の内容検討

公契約の労働者等の労働条件を確保する観点からは、公共工事や業務委託事業に従事する労働者等の賃金について自治体独自の下限（賃金条項）を定め、受注者に法定の最低賃金以上の賃金を支払うことを求める賃金条項型条例が直接的であるが、導入自治体の検証結果や労使アンケート結果からは、労働条件の改善に効果を認めつつ、賃金水準の確保に直結したとは評価されていない。

したがって、賃金条項のない理念型条例でも、制度設計次第で労働条件を確保できる可能性があるといえる。

以下、理念型条例導入県の主な制度内容である

- ① 受注者決定に際し、社会保険加入やワークライフバランスなど労働条件整備に対する事業者の取組みを評価する「労働条件確保の取組の評価」
- ② 法令遵守はじめ「労働条件確認の取組の確認」
- ③ 「適正な予定価格の設定」 について検討する。

(2) 労働条件確保の取組の評価

愛媛県も含め多くの都道府県は、社会的弱者（障がい者、女性・高齢者等）の雇用やワークライフバランスの取組を工事請負の総合評価落札方式の評価項目としており、実績が増加するなど効果を挙げている。同様に工事請負以外の業務委託でも、受注者決定の際に労働条件確保の取組を考慮できないか検討する。

ア 工事請負における労働条件確保の取組の評価

愛媛県の総合評価落札方式の評価項目は、施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者、技術力の継続的な確保、地理的要件、地域貢献度など価格以外の要素を大幅に考慮するものとなっている。

特に、地域貢献度の項目で

- ① 災害対応等の実績として
 - 災害協定に基づく訓練パトロール実績
 - 災害協定に基づく応急対策業務実績

家畜伝染病発生時の協定に基づく支援活動業務実績

- ② 公共土木施設愛護事業（愛リバー、愛ビーチ、愛ロード）への参加実績
- ③ 年間維持工事・冬季路面对策工事（業務）の契約実績

がある場合に、総合評価の評価値を加点しているが、これらは発注工事の質とは直接関係のない項目である。

この総合評価落札方式の評価項目に盛り込むことによって政策目的を実現する手法は効果的で、例えば「② 公共土木施設愛護事業（愛リバー、愛ビーチ、愛ロード）への参加実績」が全くない県内入札者は皆無である。

イ 工事請負以外の業務委託等における労働条件の確保の取組の評価

ところで、工事請負以外の業務委託等については、価格のみによって落札者を決定する競争入札（一般競争入札、指名競争入札）が原則で、随意契約は低額や相手が限られるなど一定の場合にしか適用できないが、最近では、随意契約ではあるものの、評価基準を設定して受注者を決定するという点で総合評価落札方式に接近したプロポーザル方式が導入されるようになっている。具体的には、受注希望者から企画提案を求め、その内容を審査して、県が調達する業務等の目的に最も合致した提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続である。

評価基準の一例は次のとおりである。

- ① 業務への理解度
業務の趣旨・内容を理解した提案となっているか。
- ② 業務実施体制
業務量が具体的に検討され、業務推進に適した実施体制になっているか。
作業手順は、費用対効果を十分に考慮した効率的なものとなっているか。
- ③ 同種業務の実績
同種業務の受託実績を有し、業務の確実かつ効果的な履行が期待できるか。
- ④ 見積額の妥当性
業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。

ウ 工事請負・業務委託等共通の評価基準

以上のように、工事請負の総合評価落札方式は契約内容を評価する一般競争入札であるのに対し、プロポーザル方式は契約提案者を評価する随意契約であって、法的な手続は異なるが、決定基準（総合評価落札方式）や評価基準（プロポーザル方式）に基づいて受注者を決定するという実際の運用では共通する。

したがって、工事請負、業務委託等に共通する評価基準を設定することは可能である。そして、工事請負や業務委託等の「安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施される」ためには、「公共サービスの実施に従事する者の

適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」(公共サービス基本法第11条)が必要であることに照らせば、公契約受注者の労働者等の労働条件確保に関連する項目を共通の評価基準として設定するべきである。

エ 労働条件確保と少子化対策

この工事請負、業務委託共通の評価基準としては、賃金水準の確保を評価項目として設定することが直接的であるが、導入自治体の検証では直接的な効果が明らかではないこと、公契約条例に対しては受注者の契約自由を損なうという法的側面からの批判があることを考慮すれば、まず、社会共通の価値観として受け入れやすい少子化への取組やワークライフバランスなど広い意味での労働条件から評価項目に取り入れることが公契約条例に対する拒否感の低減にもつながる。

例えば、愛媛県は、人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者の指標として、新ひめボス宣言事業所認証制度をスタートさせており、ワークライフバランスの一指標として、同認証取得設定を評価項目とすることが考えられる。

具体的には、ワークライフバランスの取組 として

賃上げの実施、新ひめボス宣言事業所上位認証の取得、高齢者・障がい者の雇用率（法定雇用率以上） などが考えられる。

【工事請負の評価項目と業務委託の評価基準】

分 野	工事請負の評価項目 (総合評価落札方式)	業務委託の評価基準 (プロポーザル方式)
費用に関わる指標	入札価格	見積額の妥当性
当該業務に関わる指標	1 施工計画 2 企業の施工能力	1 業務への理解度 2 業務実施体制
業務遂行能力に関わる指標	3 配置予定技術者 4 技術力の継続的な確保	3 同種業務の実績
地域振興に関わる指標	5 地理的要件 6 地域貢献度	
【追加】ワークライフバランスの取組に関する指標	賃上げの実施、新ひめボス宣言事業所上位認証の取得、高齢者・障がい者の雇用（法定雇用率以上）	

なお、労働条件関係の項目は、次のように、既に入札に先立つ入札参加資格審査の登録項目とされているので、受注者決定の評価基準としたとしても事業者の負担が大幅に増加することはない。

【工事請負】建設工事入札参加資格

地域貢献活動の状況、県との非常事態に関する協定の締結状況、インターンシップ、出前講座等の実施状況、労働福祉の状況、建設業労働災害防止協会への加入状況、協力雇用主への登録状況、障がい者の雇用状況 等

【業務委託等】製造の請負等に係る入札参加資格

ワーク・ライフ・バランス等推進企業、障害者雇用状況

(3) 労働条件確認の取組の確認

愛媛県においては、工事請負については法定福利費の計上や社会保険の加入について契約締結後に受注者に報告（保険加入の義務「受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」愛媛県土木工事共通仕様書、各委託業務の業務共通仕様書、社会保険等未加入業者対応マニュアル【入札・契約編】外）を求めるなど労働条件を確認しているが、全国的にも、建設業法改正により令和2（2020）年10月1日からは建設業の許可・更新に社会保険加入が要件とされるようになっており、工事請負における労働条件の確認は法制度として整備されているといえる。

イ 業務委託等における労働条件確認

これに対し業務委託等については、一般的な労働関係法令遵守の契約条項（「愛媛県会計規則の運用・解釈等」契約書参考例（法令等の遵守）「乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。」）しかないが、想定業種の方が工事請負の想定業種よりも賃金が低い傾向にあり（愛媛県の毎月勤労統計調査地方調査月報（令和5年11月）によれば、規模5人以上の常用労働者の一人平均月間現金給与額は、建設業334,784円に対し、複合サービス事業278,782円）、労働条件を確認する必要性は大きい。

ウ 業務委託等における労働条件確認手法

ただ、業務委託等は多種多様な業種に及ぶため、工事請負のように契約後に確認した法定福利費が標準的な法定福利費から大幅に乖離している場合（1/2未満）に是正を求める手法（令和5年5月15日付け5行第66号「請負代金法定福利費内訳書の提出について」）をそのまま適用することはできないので、労働条件確認の手法を次のように調整した上で適用する必要がある。

① 契約条項への明示

契約条項として、現在の「労働関係法令等の遵守」ではなく、工事請負にならって、より具体的な規定を契約とする。（例：「労働関係法令等を遵守し、社会保険、厚生年金保険、労働保険の加入に努めなければならない。」）

② 労働者等の時給（時給換算を含む。）の確認

工事請負の法定福利費の確認手法にならって、契約後に時給の届出を求め、

標準的な時給から大幅に乖離（1/2 未満）していないか確認する。

標準的な時給の一例としては、毎月勤労統計調査の所定内給与を所定内労働時間で除した時給の額が考えられる。

【工事請負と業務委託の労働条件確保】

労働条件項目	工事請負	業務委託等
法定福利費	計上比率の届出	【追加】時給の確認
契約条項（特約を含む。）	社会保険等の加入義務（約款）と加入確認（社会保険、下請けを含む退職金制度）	労働関係法令等の遵守
		【具体化】社会保険・厚生年金保険、労働保険の加入の努力義務

(4) 適正な予定価格の設定

行政サービスを発注するに当たっては、サービスの質の確保のための費用が前提である。工事請負については共通単価、低入札価格調査制度・最低制限価格制度が導入され、費用確保の制度が整備されているが、業務委託については共通単価がなく、庁舎等清掃業務委託等の人件費の割合が大きい業務に低入札価格調査制度等が適用されるだけであり、適正な予定価格の確保制度の必要性は大きい。

ただ、多種多様な業種に及ぶ業務委託については、工事請負のように共通単価等を設定できず、数値設定による規制は困難である。（一般的規定の例：「県は、予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。」）

(5) 政策目標の誘導手段としての公契約条例

ア 理念型公契約条例の必要性

以上のとおり、工事請負、業務委託等の分野共通の評価基準を設定するとともに、業務委託等でも工事請負と同様に、契約締結後に労働条件を確認するためには、県全体の公契約をカバーする条例が必要である。

条約の類型としては、自治体独自の下限（賃金条項）を定め、受注者に法定最低賃金以上の賃金を支払うことを求める賃金条項型条例が直接的ではあるが、

- ① 賃金条項は受注者に負担を課する一方で、賃金水準確保の効果が明確でないこと、
- ② 賃金条項の水準設定が非常に困難であることから、理念型条例が妥当である。

イ 適用範囲

なお、条例の適用範囲については指定管理者への適用を、対象労働者については再委託業者への適用について検討する必要がある。

指定管理について、公共サービスの提供という点では公契約に類するから、公契約に準じて取扱うことが適当である。

業務委託等の再委託労働者については、受注者が再委託業者に対して、時給の報告を求めることは極めて困難であり、適用対象外とすることが適当である。派遣労働者については、労働条件、賃金水準ともに法的保護が整備されていることから、自治体独自の保護の必要性は少ない。

ウ 適用対象の契約規模

また、対象とする業務委託等は、工事請負と業務委託とのバランスを考慮し、適用対象は工事請負（総合評価落札方式）適用対象以上の予定価格 3000 万円以上（3000 万円以上の支出を伴う事件の決定は知事決裁）に限定することが適当である。

【公契約条例の制度内容の検討】

適用対象		事業者の取組の評価対象	労働条件確保の確認
工事請負 (総合評価落札方式) 【予定価格 1000 万円以上】		地域貢献度 等 【追加】 ワークライフバランス (新ひめボス宣言取得等)	法定福利費の計上確認 社会保険加入状況の確認
業 務 委 託	(プロポーザル方式)	【追加】 ワークライフバランス (新ひめボス宣言取得等)	—
	(契約額 3000 万円以上)	—	【新規】 社会保険加入等努力義務 【新規】 時給の確認

5. 終わりに

(1) 公契約条例の課題総括

以上、公契約条例に対する主な批判として挙げられる

- ① 受注者の契約自由を損なうという法的側面からの批判に対しては、賃金条項（直接規制）型条例でなければ、政策的な誘導手法に留まり契約自由を著しく損なうものではないこと、
- ② 賃金保障に対する効果が不明という政策的側面からの批判に対しては、本来、賃金をはじめとする労働条件は社会情勢等様々な要因により決定されるもので、直接的な要因を把握すること自体が困難であり、むしろ評価項目と

した指標が改善していることからすれば、労働条件の確保については一定の効果が認められること

- ③ 自治体、受注者双方に手間がかかるという実務的側面からの批判に対しては、適用対象を一定額以上の契約に限定することで回避できること
のとおりであって批判は当たらないと考える。

(2) 愛媛県における公契約条例のあり方

ア 愛媛県における検討経緯

公契約条例については、導入が提唱された当時は賃金条項が関心の中心となったこともあって、愛媛県も含め消極的な自治体が多い。

愛媛県においては、平成 20（2008）年の県議会以降、数回にわたり議論されているが、平成 29（2017）年の導入の請願不採択に見られるように

- ① 受注者の負担の増加や地域への賃金体系の影響
- ② 賃金等の労働条件は、労働基準法や最低賃金法により最低水準を確保しつつ、労使当事者間の自主的な取組により決定される枠組であること
- ③ 既存の総合評価入札方式や低入札価格調査制度で対応していることを理由に導入に至っていない。

しかしながら、

- ① 賃上げの必要性について労使の認識が一致するなど社会的状況は大きく変化しており、
- ② 公契約導入に対する消極的理由は、賃金条項に対するもので、それ以外の導入まで否定したものではない。

イ 理念型公契約条例の導入提案

県民の要望が多い少子化・人口減少対策は、1位「仕事と家事・育児が両立できる、男女ともに働きやすい環境づくり」、2位「若年者の賃金給与の上昇」であり、公共工事や業務委託事業に従事する労働者等の「労働条件や賃金水準の確保」を受注者の責務とする理念型条例は、最終的には少子化対策にもつながる。

以上の調査研究の結果、県の新たな施策として、少子化対策に取り組む姿勢を打ち出すとともに、公共工事、業務委託の契約類型を越えて、かつ部局横断的に取り組むために、理念型公契約条例の導入を提言するものである。

(資料)

【条例導入県】

	長野県	奈良県	岐阜県	岩手県	愛知県	沖縄県	静岡県	滋賀県	熊本県
名 称	長野県の契約に関する条例 (H26.3.20 公布・4.1 施行)	奈良県公契約条例 (H26.7.10 公布・4.1 施行)	岐阜県公契約条例 (H27.3.24 公布・4.1 施行)	県が締結する契約に関する 条例 (H27.3.27 公布・4.1 施行)	愛知県公契約条例 (H28.3.29 公布・4.1 施行)	沖縄県の契約に関する条例 (H30.3.3 公布・4.1 施行)	事業者等を守り育てる静岡 県公契約条例 (R3.3.26 公布・施行)	滋賀県が締結する契約に関 する条例 (R3.10.15 公布・4.4.1 施行)	持続可能な社会の実現に寄 与する熊本県公契約条例 (R4.10.12 公布・5.4.1 施行)
分 類	報告制度×、審議会○、 過料規定×	報告制度○、審議会○、 過料規定○	報告制度×、審議会×、 過料規定×	報告制度○、審議会○、 過料規定×	報告制度○、審議会△、 過料規定×	報告制度×、審議会○、 過料規定×	報告制度×、審議会×、 過料規定×	報告制度×、審議会○、 過料規定×	報告制度×、審議会△、 過料規定×
制度内容	【取組評価関係】 労務費の支払や社会保険等 加入を総合評価方式で評価	【法令遵守関係】 法定労働条件の遵守 【取組評価関係】 ワークライフバランス推進 等を総合評価落札方式で評 価	【法令遵守関係】 賃金・社会保険事項の遵守 【取組評価関係】 法令遵守、労働環境整備を 入札参加資格審査で評価 【人件費関係】 ・予定価格の適正な積算 ・労務費を明示した申込価 格の積算	【法令遵守関係】 賃金・社会保険事項の遵守 【取組評価関係】 法令遵守、労働環境整備を 入札参加資格審査で評価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算	【法令遵守関係】 ・物品・役務等入札参加資格 登録で社会保険等加入確認 ・労働関係法令の遵守状況・ 賃金単価の報告制度 【取組評価関係】 社会的価値実現の取組を入 札や入札参加資格で評価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算	【取組評価関係】 労働環境整備を入札参加資 格・総合評価落札方式で評 価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算	【法令遵守関係】 労働関係法令遵守等の誓約 書 【取組評価関係】 社会的取組を入札参加資 格・総合評価落札方式で評 価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算	【法令遵守関係】 社会保険加入の推進 【取組評価関係】 多様で柔軟な働き方等を入 札参加資格・総合評価落札 方式で評価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算	【法令遵守関係】 労働関係法令遵守条項を契 約書に記載 【取組評価関係】 雇用環境整備等を入札参加 資格・総合評価落札方式で 評価 【人件費関係】 予定価格の適正な積算
目 的	【第1条】 この条例は、県の契約に関 し、基本理念を定め、並びに 県及び県の契約の相手方の 責務を明らかにするとともに 、契約に関する県の取組 の基本となる事項を定める ことにより、契約制度の公 正かつ適切な運用を図りつ つ、県の一定の行政目的を 実現するために契約の活用 を図り、もって県民の福祉 の増進を図ることを目的と する。	【第1条】 この条例は、公契約につい て、その基本理念、基本方針 その他の基本となる事項を 定めるとともに、県並びに 受注者及び下請負者等の責 務を明らかにすることによ り、適正な労働条件の確保 その他の社会的な価値の実 現及び向上を図り、もって 地域経済の健全な発展及び 県民の福祉の増進に寄与す ることを目的とする。	【第1条】 この条例は、公契約に関し 、基本理念を定め、県及び事 業者等の責務を明らかにす るとともに、公契約に関す る基本的事項を定めること により、その制度の適切な 運用を図り、もって事業者 等の経営の安定及び公契約 にかかる業務に従事する者 の適正な労働条件の確保等 の労働環境の整備、障がい 者等の就業機会の確保その 他の社会的責任を果たすた めの取組の促進に寄与する ことを目的とする。	【第1条】 この条例は、県契約に関し 、基本理念及びその実現を 図るのに基本となる事項を 定めることにより、県契約を 通じた適正な労働条件の確 保並びに事業者が行う持続 可能で活力ある地域経済の 振興及び社会的な価値の向 上に資する取組の促進を図 り、もって県民福祉の増進 に資することを目的とする。	【第1条】 この条例は、公契約に関し 、基本理念を定め、並びに 県及び公契約の相手方の責 務を明らかにするとともに 、公契約に関する県の取組 の基本となる事項を定める ことにより、公契約の適正 化を図りつつ、県民に提供 されるサービスの品質の確 保、社会的な価値の実現及 び公契約の履行に係る作業 に従事する労働者等の労働 環境の整備を図り、もって 県民生活の向上及び地域社 会の持続的な発展に寄与す ることを目的とする。	【第1条】 この条例は、県契約に関し 、基本理念を定め、県及び事 業者等の責務を明らかにす るとともに、県契約に関す る施策の基本となる事項を 定めることにより、県契約 に関する施策を総合的に推 進し、もって公共サービス の質の確保及び向上並びに 地域経済の活性化及び雇用 の創出に寄与することを 目的とする。	【第1条】 この条例は、公契約に関し 、基本理念を定め、県及び事 業者等の責務を明らかにす るとともに、県契約に関する 基本的な事項を定めること により、県の契約に関する 制度的な事項を定めること により、県の契約に関する 制度の公正かつ適正な運用 および一定の行政目的の実 現に向けた県の契約の活用 を図り、もって本県の経済 および社会の持続的な発展 に寄与することを目的とす る。	【第1条】 この条例は、公契約に関し 、基本理念を定め、県及び事 業者等の責務を明らかにす るとともに、公契約に関す る基本的な事項を定めるこ とにより、公契約制度の適 正な運用、質の高い公共サ ービスの提供、労働環境の 整備及び地域経済の振興を 図り、もって県及び事業者 等が相互に協力し、持続可 能な社会の実現に寄与する ことを目的とする。	
基本理念・ 方針	【第3条】 県の契約は、地域経済の健 全な発展に資するため、契 約の過程及び内容の透明性 並びに競争の公正性が確保 されること並びに談合その 他の不正行為の排除が徹底 されることにより、その適 正化が図られなければならない。 2 県の契約は、その履行 により県民に提供されるサ ービスを安全かつ良質なも のとするため経済性に配慮 しつつ、適正な履行が通常 見込まれない金額を契約金 額とする契約の締結を防止 すること及び価格以外の多 様な要素も考慮することに より、総合的に優れた内容 のものとしなければならない。 3 県の契約の締結に当た っては、それによる支出が 持続可能で活力ある地域社 会の実現に重要な意義を有 することに鑑み、契約の目 的及び内容に応じ次に掲げ る事項に配慮しなければならない。 (1) 地域における雇用の確	【第3条】 公契約は、その履行により 提供されるサービス等が県 民の生活及び福祉を支える とともに、その当事者には 、地域社会に貢献する経済 主体にふさわしい行動及び 役割が強く期待されている ことにより、その締結及び 履行に当たっては、適切かつ 公正に行われなければならない。	【第3条】 公契約は、その履行により 提供されるサービス等が県 民生活の水準の維持及び向 上に重要な意義を有するこ とにより、そのサービス等 の質を確保するとともに 、事業者等の経営の安定に よってその業務の担い手と なる人材の確保及び育成の ための適正な労働条件の確 保等の労働環境の整備、障 がい者等の就業機会の確保 その他の社会的責任を果た すための取組が促進される よう、県及び事業者等がそ れぞれの役割を果たすこと を旨として締結され、及び 履行されなければならない。	【第3条】要旨 県契約は、次に掲げる事項 が確保されたものでなけれ ばならない。 (1) 契約の性質又は目的 に応じた契約の過程及び 内容の透明性並びに競争 の公正性 (2) 経済性に配慮された 上で、契約の性質又は目 的に応じ、事業者の環境 の保全その他の社会的な 価値の実現に対する寄与 の程度を勘案すること等 により、社会的な価値の 実現を図る上で、適切に 活用されなければならない。 (3) 地域における雇用の 確保(略) (4) 障がい者その他の 就業に関する支援を必要 とする者の雇用の促進に 資する取組、県民の安全 で安心な生	【第3条】 公契約は、公契約の過程 において、透明性及び競争 の公正性が確保されると ともに、不正行為の排除 が徹底されることにより 、その適正化が図られ なければならない。 2 公契約は、県民に提 供されるサービスの品質 の確保が図られるよう 、予定価格の決定、その 相手方の決定等の事務 が適切に行われなければ ならない。 3 公契約は、その締結 に当たり、事業者の環 境の保全その他の社会的 な価値の実現に対する寄 与の程度を勘案すること 等により、社会的な価値 の実現を図る上で、適 切に活用されなければ ならない。 4 公契約は、(略)労働 者等の労働環境の整備 が図られるよう、適切 な措置が講じられな い。	【第3条】 公契約は、その締結に至 る過程における透明性及 び競争の公正性が確保さ れるとともに、談合その 他の不正行為が排除され たものでなければならない。 2 公契約は、経済性に 配慮された上で、適正な 履行が通常見込まれない 金額による契約の締結 の防止が図られているこ と及び価格以外の多様な 要素も考慮されているこ とにより、総合的に優 れた内容のものでなけ ればならない。 3 公契約は、従事者の 労働環境の整備が図ら れるよう、適切な措置が 講じられたものでなけ ればならない。 4 公契約は、その目的 及び内容に応じ、事業 者が行う次に掲げる事 項が勘案されたものでな ければならない。 (1) 性別、年齢、国籍 等にかかわらず、多様な 人材が活躍する社会の 実現に資すること。 (2) 障がい者その他の 就業	【第3条】 県の契約は、次に掲げる 事項を基本理念として行 われなければならない。 (1) 契約の過程の透明 性および競争の公正性が 確保されることにより 、その適正化が図られ ること。 (2) 契約の履行により 提供されるサービスの質 が確保されること。 (3) 地域経済の活性化 への配慮がなされるこ と。 (4) 環境に配慮した事 業活動の推進その他の一 定の行政目的の実現を 図る上で適切に活用さ れること。	【第3条】 公契約は、その締結に至 る過程において、透明性及 び競争の公正性が確保さ れるとともに、談合その 他の不正行為が排除され たものでなければならない。 2 公契約は、その履行 により提供されるサービス が県民の生活に密接に関 係することを踏まえ、そ のサービスをより質の高 いものとするため、経済 性に配慮した上で、契約 の性質又は目的に応じ、 適正な履行が通常見込 まれない金額による契 約の締結の防止を図り 、価格以外の多様な要素 も考慮するなど総合的に 優れた内容とするもの とする。 3 公契約は、誰もが安 心して働き続けられる 労働環境の整備及び活 力ある地域経済の振興 に資するため、公契約 の履行に係る業務に従 事する者の労働環境の 整備が図られるよう 、適切な措置が講じら れた内容でなければな らない。 (1) 性別、年齢、国籍 等にかかわらず、多様な 人材が活躍する社会の 実現に資すること。 (2) 障がい者その他の 就業	

	長野県	奈良県	岐阜県	岩手県	愛知県	沖縄県	静岡県	滋賀県	熊本県
	保が図られること（略） 4 県の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。 (1) 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。(略)			活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その他の社会的な価値の向上に資する取組			を支援する必要がある者の雇用の促進に資すること。 (3) 柔軟な働き方ができる職場環境づくり及び働く人の健康づくりに資すること。 (略)		って、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。 (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組 (略)
取組方針・責務	(県の取組方針)【第6条】知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針を定めなければならない。	(県の責務)【第4条】県は、前条に定める基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。	(県の責務)【第4条】県は、前条(第3条)に定める基本理念にのっとり、事業者等による労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保の単に必要な措置を講ずるものとする。	(基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等)【第6条】要旨 県は、基本理念の実現を図るための取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させる。 (1) 県契約で確保 ア 契約の透明性及び競争の公正性 イ 総合的に優れた契約内容(ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等) ウ 県契約業務に従事する者の適正な労働条件 (2) 県契約で配慮する事業者の取組 ア 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する事業者の取組 イ 社会的な価値の向上に資する事業者の取組	(県の責務)【第4条】県は、前条(第3条)に定める基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。	(県の取組方針)【第6条】知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針を定めるものとする。 【取組方針の要旨】 ①契約締結に当たって取り組むべき事項(予定価格の適正な積算等) ②契約の適正履行の確保に関する基本的事項(総合評価落札方式の導入・評価項目等の検討、入札参加資格審査等で労働関係法令遵守を要件とするものの検討等) ③施策の総合的推進に必要な事項(入札参加資格審査等において、労働環境の整備、障がい者雇用促進、男女共同参画社会形成の取組等を評価)	(県の責務)【第4条】県は、前条に定める基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。 2 県は、予定価格を定めるに当たっては、社会経済情勢の変化等を勘案し、市場における労務単価その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。 3 県は、公契約に係る業務の発注に当たっては、その目的及び内容に応じて、特定期間集中しないような計画的な発注及び適切な契約期間の設定に努めるものとする。 4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その目的及び内容に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。 5 県は、事業者等がその従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図るよう、入札及び公契約の締結からその終了に至るまでの過程において必要な措置を講ずるものとする。 【第6条】知事は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針を定めなければならない。(略)	(県の責務)【第4条】県は、前条に定める基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進するものとする。 (取組方針)【第6条】知事は、基本理念にのっとり、県の契約の推進を図るための取組に関する方針を策定するものとする。 2 取組方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。(略) (一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用)【第11条】 県は、県の契約の締結に当たっては、一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図るため、契約の性質または目的に応じ、事業者の行っている次に掲げる取組を勘案するものとする。 (1) 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組 (2) 多様な人材の活用に関する取組 (3) 県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組 (4) その他県の行政目的の実現に資する取組	(県の責務)【第4条】県は、前条に定める基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。 (取組方針)【第7条】 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針を定めるものとする。 2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。
法令遵守に関する事業者の責務	規定なし。	【第6条】要旨 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。 ア 最低賃金額以上の支払い イ 社会保険法の加入 ウ 厚生年金保険法の加入 エ 労働保険の加入	規定なし。	【第7条】要旨 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (最低賃金額以上の賃金の支払い、社会保険等の加入、雇用・労働保険の加入等)	【第5条】 公契約の相手方は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。	【第5条】 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わるものとして、社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。	【第5条】 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に履行しなければならない。 2 県の契約の相手方および下請負者等は、県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。	【第5条】 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関する者として社会的な責任を自覚し、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。	

	長野県	奈良県	岐阜県	岩手県	愛知県	沖縄県	静岡県	滋賀県	熊本県
							を締結するよう努めるものとする。 3 事業者等は、その従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めるものとする。 4 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする		
事業者からの報告	規定なし。	【報告対象】 工事請負契約：3億円以上 業務委託契約：3千万円以上 指定管理協定：3千万円以上 【報告事項】 賃金支払い状況 社会保険の加入状況 等	規定なし。	【報告対象】 工事請負契約：5億円以上 業務委託契約：3千万円以上 指定管理協定：3千万円以上 【報告事項】 賃金支払い状況 社会保険の加入状況 等	【報告対象】 工事請負契約：6億円以上 業務委託契約：1千万円以上 【報告事項】 賃金支払い状況 労働保険の加入状況	規定なし。	規定なし。	規定なし。	規定なし。
事業者の評価項目	【総合評価落札方式】 男女協働参画社会の形成や障がい者雇用に資する取組、認証制度への配慮、環境配慮、社会保険加入に関する取組	【総合評価落札方式】 ワークライフバランス推進に関する県の企業登録制度、障がい者雇用、保護観察対象者雇用		【入札参加資格】 女性活躍や子育て支援等のワーク・ライフ・バランスの推進に係る県の認証制度等の取得	【入札参加資格・入札】 環境配慮、障がい者雇用、男女共同参画、ワークライフバランス等	【入札参加資格・総合評価落札方式】 労働環境整備、障がい者雇用促進、男女共同参画社会形成の取組等	【入札参加資格・総合評価落札方式】 男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、環境マネジメント等に係る取組（これらの取組に係る認証の取得等）	【入札参加資格・総合評価落札方式】 社会貢献活動、高齢者雇用確保制度（定年廃止など）、障がい者雇用、次世代育成関係、防災協定締結、消防団協力活動	
適正な価格設定	(適切な価格の積算)【第7条】 県は、予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。 2 事業者は、申込みに係る価格の算出に当たっては、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。				(予定価格の適正な決定) 【第6条】 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止 予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる	【取組方針】 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止 予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる		(適切な仕様書等の作成等) 【第7条】 知事は、県の契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されるよう、県の契約に係る仕様書等を適切に作成するものとする。 2 知事は、県の契約に係る予定価格を定めるに当たっては、前項の規定により作成した仕様書等に基づき、適切に積算するものとする。 3 県の契約の相手方になろうとする者は、県の契約の申込みに係る価格を定めるに当たっては、当該県の契約を適正に履行することができるよう、材料費、労務費その他の必要な経費を適切に積算するよう努めなければならない。	
指定管理への適用	条例の趣旨を踏まえる。	対象	条例の趣旨を踏まえる。	対象	公契約に準じて取扱う			公契約に準じて取扱う。	公契約に準じて取扱う。

出典：公契約条例に係る調査結果について（令和3年7月12日、広島県調査）、公契約に関する条例の運用状況等の取りまとめ結果について（令和3年9月1日、神奈川県調査）を基に時点修正

【大綱・要綱等導入府県】

	京都府	兵庫県	秋田県
名称	公契約大綱 (H24.5策定、R2.7最終改正)	県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱 (H28.4.1施行)	大綱・要綱なし
分類	報告制度○、第三者委員会○	報告制度○、労基署への通報○、契約解除○	
対象	工事請負	労働者を雇用する全契約（含む下請）	建設工事・業務委託
目的	この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します	【第1条】(趣旨) この要綱は、県契約において、当該県契約に基づく業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するために、県が講ずべき措置について必要な事項を定める。	
基本理念	公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。 ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保 ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保		

	京都府	兵庫県	秋田県
	◇談合その他の不正行為の排除 ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮 ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保 ◇技術と経営に優れた地域に貢献する優良な企業の評価 ◇公契約からの暴力団排除の徹底 ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除 ◇事業活動における社会貢献の促進		
取組内容	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保 2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 4 事業活動における社会貢献の確保	【第3条】(県の責務) 県は、県契約の相手方に対し、労働関係法令を遵守させるための措置を講ずることにより、特定労働者に対する最低賃金額以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件の確保を図るものとする。	
事業者に求める内容	1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 2 事業活動における社会貢献の実施	【第4条】(県契約の相手方等の責務) 県契約の相手方及び受注関係者は、労働関係法令を遵守すること等により、特定労働者に対する最低賃金額以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。 2 県契約の相手方及び受注関係者は、県契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとする場合においては、その行わせ、又は関わらせる者は、労働関係法令を遵守する旨を誓約した者でなければならない。 3 県契約の相手方は、前項の受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずるものとする。	
労働者の申出・報告制度	規定なし。	【労働者からの申出】 県契約に基づく業務に従事する労働者が、賃金が最低賃金額を下回っていると考える場合は、発注者(県)に対して申出を行うことができる。対象は、県契約の相手方又は下請負者に雇用され、県契約に基づく業務に従事している労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者) 【労働者からの申出に対する措置】 1 労働基準監督署への通報、意見照会 2 労働基準監督署から違反の可能性がある旨の意見をを受けた場合の、適正化の要請と報告要求。 3 契約の解除	
事業者の評価項目	地域貢献度	規定なし	新卒者又は離職者の雇用実績、ワークライフバランス企業認定等の取得、職業体験等の実施